室蘭工業大学共同研究取扱規則

平成16年４月１日

室工大規則第66号

（目的）

第１条　この規則は、室蘭工業大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いに関し必要な事項を定め、共同研究に関する事務を適正に行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(１)　共同研究

ア　本学における共同研究　本学において、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から民間等共同研究員、研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間等共同研究員と共通の課題について共同して行う研究をいう。

イ　本学及び民間機関等における共同研究　本学及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、本学が民間機関等から民間等共同研究員、研究経費等又は研究経費等を受け入れて行う研究をいう。

(２)　民間等共同研究員　民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(３)　研究代表者　本学の共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめ等を行い、研究の推進に関し責任を持つ本学の教員をいう。

(４)　発明等　室蘭工業大学職務発明等規則（平成17年度室工大規則第１号）（以下「職務発明等規則」という。）第２条第１項に規定する発明等をいう。

(５)　知的財産権　職務発明等規則第２条第４項に規定する知的財産権をいう。

(６)　出願等　職務発明等規則第２条第６項に規定する出願等をいう。

(７)　知的財産権の実施　職務発明等規則第２条第７項に規定する実施をいう。

（共同研究の申請）

第３条　民間機関等の長は、共同研究を申請するときは、別に定める共同研究申請書を学長に提出するものとする。

２　民間機関等の長は、前項の申請書の提出に当たっては、あらかじめ研究代表者と研究計画について、十分な協議を行うものとする。

（受入れの決定）

第４条　学長は、前条の申請があったときは、当該共同研究の内容が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受入れの決定を行うものとする。

２　学長は、共同研究の受入れを決定したときは、民間機関等の長に対し、別に定める共同研究受入通知書により通知するものとする。

（契約の締結）

第５条　学長は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに民間機関等の長と契約を締結しなければならない。

（研究料）

第６条　学長は、民間機関等から民間等共同研究員を受け入れるときは、研究料を徴収するものとする。

２　民間等共同研究員を受け入れるときの研究料の額は、事業年度内において受け入れる者１人につき、共同研究の実施期間が６か月を超える場合は420,000円とし、６か月以内の場合は210,000円とする。

３　同一事業年度内において、研究期間を延長することにより民間等共同研究員の受け入れ期間が６か月を超えることとなる場合は、受け入れる者１人につき、210,000円を追加して徴収するものとする。

４　一事業年度を超えて研究期間を延長し引き続き民間等共同研究員を受入れるときは、次の事業年度の共同研究の実施期間が６か月を超える場合は420,000円を、６か月以内の場合は210,000円を追加して徴収する。

５　既納の研究料は、これを返還しない。

（研究に要する経費）

第７条　本学は、本学の施設及び設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設及び設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

２　民間機関等は、共同研究の遂行に必要となる設備等費、消耗品費、旅費、謝金等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額を負担するものとする。

３　前項の間接経費は直接経費の10％に相当する額とする。ただし、包括連携協定に基づく共同研究又は直接経費の額が500万円以上の共同研究の場合は、過去の実績等を基に積算した額とし、直接経費の30％に相当する額を目安とする。

４　第２項の規定にかかわらず、本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。

５　本学及び民間機関等における共同研究の場合は、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等が負担するものとする。

（設備等の取扱い）

第８条　本学における共同研究に要する経費等により、研究の必要上、本学が新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

２　本学及び民間機関等における共同研究に要する経費等により、研究の必要上、民間機関等が新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

３　本学は、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等から、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。ただし、当該設備の搬入及び搬出に要する経費は、民間機関等が負担するものとする。

（研究場所）

第９条　本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合は、民間機関等の施設において研究を行うことができるものとする。

２　本学の教員は、前項の規定により当該民間機関等の施設において研究を行うときは、研究用務のための出張として所要の手続きをとるものとする。

（中止又は期間の延長）

第10条　研究代表者は、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、学長に共同研究の中止又は期間の延長の申請をするものとする。

２　学長は、前項の申請があった場合において、共同研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、民間機関等の長と協議のうえ、共同研究を中止又はその期間を延長できるものとする。

３　学長は、前項の規定により共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定した場合には、その旨を民間機関等の長に通知するとともに、共同研究に係る契約を解約し、又は変更するものとする。

（知的財産権の出願等）

第11条　研究代表者は、共同研究の結果、発明等を行った場合は、速やかに学長に届け出るものとする。

２　前項の届け出があった場合は、学長及び民間機関等の長は、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう努めるものとする。

３　学長及び民間機関等の長は、本学の教員又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ単独で発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、当該発明等を単独で行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。

４　学長及び民間機関等の長は、本学の教員又は民間等共同研究員が共同研究の結果、共同で発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同で出願等を行うものとする。ただし、学長が民間機関等の長から知的財産権を承継したときは、学長は、単独で出願等を行うものとする。

５　学長は、前項本文の規定により共同出願契約を締結するときは、当該教員が当該民間等共同研究員と合意予定の持分案について、あらかじめ室蘭工業大学知的財産審査委員会に諮るものとする。

（知的財産権の実施）

第12条　学長は、共同研究の結果生じた発明等で本学が承継した知的財産権について、民間機関等又は民間機関等が指定する者から独占的に実施したい旨の申し出があったときは、民間機関等と協議のうえ、当該知的財産権を独占的に実施させる期間を定め、これを実施させることができる。

２　学長は、共同研究の結果生じた発明等で共有に係る知的財産権について、民間機関等又は民間機関等が指定する者から独占的に実施したい旨の申し出があったときは、民間機関等と協議のうえ、当該知的財産権を独占的に実施させる期間を定め、これを実施させることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第13条　前条第１項の場合において、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、本学の承継した知的財産権を、前条に規定する独占的実施期間開始後、一定期間正当な理由なく実施しないときは、学長は、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができる。

２　前条第２項の場合において、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、共有に係る知的財産権を、前条に規定する独占的実施期間開始後、一定期間正当な理由なく実施しないときは、学長は、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができる。

（実施料）

第14条　本学は、前２条の規定により本学が承継した知的財産権又は共有に係る知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

２　本学は、共有に係る知的財産権を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約を締結の上実施料を徴収するものとする。

（研究完了報告）

第15条　研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、学長にその旨を報告しなければならない。

（実績報告書の作成）

第16条　研究代表者は、実施期間中に得られた研究成果について、民間機関等と協力の上、実績報告書をとりまとめるものとする。

（研究成果の公表）

第17条　本学は、原則として共同研究による研究成果を公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法については、本学と民間機関等が協議の上定めるものとする。

（準用）

第18条　民間等共同研究員には、必要に応じて本学の学内規則が準用される。

（適用除外）

第19条　本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規則の全部又は一部を共同研究又はその民間機関等に対して適用しないことができる。

(１)　民間機関等が、国、政府関係機関、地方公共団体若しくは国際機関、又はこれらから委託を受けたものであるとき。

(２)　学長が特別な事情があると認めたとき。

（事務）

第20条　共同研究に関する事務は、研究協力課で処理する。

（雑則）

第21条　この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年度室工大規則第142号）

この規則は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年度室工大規則第59号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年度室工大規則第41号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成19年度室工大規則第21号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年度室工大規則第74号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成28年度室工大規則第65号）

この規則は、平成28年７月１日から施行する。

附　則（平成29年度室工大規則第36号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成29年度室工大規則第69号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年度室工大規則第16号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。